

答申第3号

平成18年1月30日

相 模 原 市 長 殿

相模原市個人情報保護審査会
会 長 横 山 弘

個人情報開示（一部開示）決定処分に関する諮問について（答申）

平成17年6月10日付けFN○. 0・4・6により諮問のありました事案
について、別紙のとおり答申します。

1 審査会の結論

相模原市長（以下「実施機関」という。）の行った一部開示決定に係る非開示部分のうち、別表に掲げる部分を非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきであるが、その他の非開示部分については開示しないことが妥当である。

2 不服申立て人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、不服申立人が、平成17年5月2日付で相模原市個人情報保護条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、実施機関である相模原市長に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日に発生した火災の「火災調査書類」について行った開示請求に対して、平成17年5月13日付け相模原市（予防）第2号で、条例第16条第1号及び同条第5号に該当するという理由により一部開示とした処分を取り消し、開示を求めるというものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 不服申立人は、本件火災建物の所有者で、賃貸借契約時、借家人の住民票の提出を受けていることから、借家人本人はもとより家族全員の氏名、生年月日等を知り得ている。

一部開示に係る個人情報がいずれの者以外の情報であれば納得できるが、本件の非開示については納得できない。

イ 不服申立人の大切な財産を失った上、その火災原因についても本人に知らされない事が本当に正しいのか疑問に思っている。

ウ 火災翌日に災建物内部に入っていることから、建物の内部状況について確認している。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件請求に係る個人情報を一部開示とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件請求に係る個人情報について

実施機関は、本件請求に係る個人情報について「平成〇〇年〇〇月〇〇日に発生した、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の火災にかかる書類（火災番号平成〇〇年〇〇〇号）火災調査報告書、火災原因判定書、火災状況見分書、実況見分調書、関係図面、質問調書」と特定した。

(2) 非開示とした理由及び項目は以下のとおりである。

ア 条例第16条第1号該当事項（開示請求者以外の個人情報）

開示請求者以外の特定の個人が識別できる情報及び個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

- ・ 火災調査報告書
 - り災者の職業、年齢
 - 原因欄の発見・通報状況、初期消火の状況
 - 損害欄のり災世帯、り災人員、損害額
 - 摘要欄
- ・ 火災原因判定書
 - り災者の職業及び年齢
 - 関係者の火災発見状況・行動及び関係者の供述部分
- ・ 火災状況見分書
 - 関係者の行動及び関係者の供述部分
- ・ 実況見分調書（第1回）
 - 立会人の氏名、現場の様相に関する記述中、開示請求者以外の職業、年齢
 - り災世帯、り災人員、関係者の供述部分
 - 建物の内部状況を記録した現場写真
- ・ 実況見分調書（第2回）立会人の氏名
- ・ 関係図面
 - 第3図 電気製品の配置
 - 第5図 家具、座布団の配置

イ 条例第16条第5号該当事項（事務事業上の支障）

開示請求者以外の関係者の協力により得られた情報が記録され、開示することにより、関係者との信頼関係を著しく害し、本件火災に限らず将来の火災調査に当たり、市民等からの信頼を失い、情報収集活動に関する協力並びに火災調査の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの。

- ・ 火災調査報告書 原因欄の関係者の供述部分及び摘要欄
- ・ 火災原因判定書 関係者の供述部分
- ・ 火災状況見分書 関係者の供述部分
- ・ 実況見分調書（第1回） 関係者の供述部分
- ・ 質問調書

4 審査会の判断理由

(1) 本件請求に係る個人情報について

当審査会は、本件請求に係る個人情報について、消防法に基づき消防署員が作成した火災調査報告書、火災原因判定書、火災状況見分書、実況見分調書、関係図面、質問調書（以下「本件個人情報」という。）であることを確認した。

(2) 条例第16条について

ア 条例第16条第1号

条例第16条は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合を除き、実施機関は当該個人情報を開示しなければならない旨規定している。

同条第1号は、原則開示の例外のひとつとして、「開示請求者（中略）以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（中略）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示とすると定めるとともに、ただし書きアからエまでに該当する情報については、その例外として開示することを規定している。

(ア) 同号ただし書ア

同号ただし書アは、法令等の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報は、開示請求者以外の個人情報であっても、非開示情報から除外する旨規定している。

(イ) 同号ただし書きウ

同号ただし書きウは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報については、開示請求者以外の個人情報であっても、非開示情報から除外する旨規定している。

これは、開示請求者以外の個人の権利利益は十分に保護されるべきであるが、開示請求者に開示することにより保護される利益がそれに優越する場合であって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することがより必要であると認められる個人情報について開示することを定めたものと考えられる。

イ 条例第16条第5号

条例第16条第5号は、原則開示の例外として、「市の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれがあるもの」は非開示とすることができると定めたもので、アか

らウまでの各規定において例示する典型的な情報のほか、エにおいて「その他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」があるものを規定している。

(3) 以下、本件個人情報の非開示とされた部分について、個別に開示の可否を検討する。

ア 火災調査報告書について

実施機関が非開示とした部分は、り災者の職業、年齢、原因欄の発見・通報状況、初期消火の状況、損害欄のり災世帯、り災人員、損害額、摘要欄である。

このうち、火元人氏名欄の年齢及び原因欄のうち占有者の年齢については、不服申立人が賃貸借契約時に借家人の住民票の提出を受け、借家人の氏名、生年月日等を知り得ていると主張していることから、当該住民票の提出は契約行為に伴って契約の相手方を特定するために行われたものであると推定され、賃貸借契約に伴って慣行として知り得る個人情報ということができる。

したがって、当該情報は条例第16条第1号ただし書きアに該当し、開示することが相当であるが、それ以外の個人情報については、条例第16条第1号本文に該当し、同号ただし書きに該当しないので、非開示が相当であると認められる。

イ 火災原因判定書について

実施機関が非開示とした部分は、り災者の職業及び年齢、関係者の火災発見状況・行動及び関係者の供述部分である。

これらのうち、「1 火災の概要(2)り災概要」の記述のうち占有者の年齢については、上記アと同様の理由から条例第16条第1号ただし書きアに該当する。

また、「6 出火原因の判定(1)〇〇について ア」の記述のうち、別表に掲げる部分については、個人を識別できる情報には該当しないことから、同号本文に該当しない。

さらに、不服申立人は、大切な財産を失った上、その火災原因についても本人に知らされないことの不当性を主張しているが、「6 出火原因の判定について(3)〇〇〇について イ」の記述のうち、別表に掲げる部分については、これを開示することにより保護される開示請求者の財産にかかる利益が、非開示とすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益に優越すると判断でき、同号ただし書きウに該当する。

同号ただし書きに該当しないので、非開示が相当と認められる。

オ 実況見分調書（第2回）について

実施機関が非開示とした部分は、立会人の氏名であるが、当該情報は消防法に規定する関係者とは言えず、条例第16条第1号本文の個人情報に該当し、同号ただし書きに該当しないので、非開示とすることが相当と認められる。

カ 関係図面について

実施機関が非開示とした部分は、第3図の電気製品の配置及び第5図の家具、座布団の配置であるが、上記エにおいて、現場写真を開示する判断をしていることから、当該部分についても開示することとなるため、条例第16条第1号ただし書きアに該当し、開示することが相当と認められる。

キ 質問調書について

質問調書の非開示理由について、実施機関は条例第16条第1号該当性を主張していないが、質問調書は、開示請求者以外の個人への質問に対する当該個人の回答に基づいて作成され、開示請求者以外の個人の供述や行動に関する記述により構成され、質問調書の内容を開示請求者に開示することにより、当該質問を受けている開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は当該開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものといえる。

したがって、質問調書は、条例第16条第1号本文に該当する個人情報であり、同号ただし書きに該当しないので、非開示とすることが相当と認められる。

ク 条例第16条第5号該当性について

実施機関は、本件個人情報のうち、関係者の供述部分、火災調査報告書の摘要欄について同号該当性を主張しているが、既に前記において、当該部分を条例第16条第1号本文に該当することにより非開示とすることについて判断をしていることから、同条第5号該当性について判断するまでもない。

(4) 結論

以上であるから、冒頭のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 6月10日	○諮問
6月14日	○実施機関（主管：消防本部予防課）に、個人情報開示（一部開示）決定に係る理由説明書の提出依頼
6月21日 （第43回審査会）	○審議
7月 6日	○実施機関から個人情報開示（一部開示）決定に係る理由説明書を受理
7月12日 （第44回審査会）	○審議
7月13日	○不服申立人に個人情報開示（一部開示）決定に係る決定理由説明書の写しを送付 ○不服申立人に個人情報開示（一部開示）決定に係る理由説明書に対する意見書の提出依頼
8月24日 （第45回審査会）	○審議 ○実施機関の職員（予防課長ほか2名）から一部開示理由説明の聴取
9月12日 （第46回審査会）	○審議 ○不服申立人から意見の聴取
11月 9日 （第47回審査会）	○審議
12月14日 （第48回審査会）	○審議
平成18年 1月20日 （第49回審査会）	○審議

相模原市個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	選 出 区 分	備 考
横山 弘	法令又は行政に関し 知識経験を有する者	会長
先崎 武	法令又は行政に関し 知識経験を有する者	平成17年6月30日退任 同日まで職務代理
鈴木 繁雄	法令又は行政に関し 知識経験を有する者	平成17年7月12日から職務代理
五十嵐和子	法令又は行政に関し 知識経験を有する者	
西澤 宗英	法令又は行政に関し 知識経験を有する者	平成17年7月1日就任
原田 康子	法令又は行政に関し 知識経験を有する者	